

# 高松市太陽光発電システム等 設置費補助制度のご案内（住宅用）

## 1 補助対象となる太陽光発電システム

① 太陽光発電システム(太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、系統連係保護装置など)  
ただし、次の要件を満たす必要があります。

ア 住宅の屋根などへの設置に適したものであること。

イ 電気事業者の配電線と連系するものであること。

ウ 発電システムはすべて未使用品であること。

エ 太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10キロワット未満であること。



② 定置用リチウム蓄電池システム

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う据置型の電池を構成する機器であ  
って、次に掲げるものの購入費

ア 定置用リチウムイオン蓄電池

イ 電力変換装置(インバータ及びパワーコンディショナー等)

③ 電気自動車等充給電設備

電気自動車(搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車)、及びプラグインハイブリッド自動  
車(ガソリン自動車に加え、外部から充電が可能な電池による走行も可能な自動車)への充電及び電気自動車等か  
ら住宅への電気の供給が可能な設備の購入費

※ ②、③については、①と同時に併設される方で未使用のものに限ります。

## 2 補助金の交付対象となる方

次の(1)及び、(2)又は(3)の要件を満たす方で、かつ市税を滞納していない方です。(法人は対象外)

(1) 市の区域内に住所を有する方(単身赴任等の理由により、一時的に本市の区域内に居住しない場合も含  
む)。

(2) 市の区域内に有する自らの住居等に設置しようとする方(一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類  
する用途に供するもの、又は(1)に該当する方と同一生計にある居住の用に供する場合も含む)。

(3) 自ら(自らと同一生計にある者を含む)が居住するために新築する市の区域内の住宅に、新築と同時に  
設置しようとする方。(建売住宅を含む。)

※補助金の交付は同一人につき1回限りです。

※住民票及び市税の納付状況については、交付申請時に本市で確認いたします。予約番号を受領されてい  
ても、交付条件を満たさない場合や、提出期限内に補助金交付申請書(様式第4号)を提出しない場合は、補  
助金を交付できませんので、ご注意ください。

### 3 補助金の額

- ① 太陽光発電システム(上限7万円)  
2万円 × 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)  
※ 最大出力の合計値については、小数点以下第2位未満の端数を四捨五入します。
- ② 定置用リチウム蓄電池システム 10万円
- ③ 電気自動車等充給電設備 5万円

### 4 申請書受付期間

**設置工事の着手前と完了後に、2回、申請書の提出が必要です。**

**以下の書類を揃えて、環境保全推進課又は牟礼、香川、勝賀、国分寺の各総合センター又は庵治、塩江、香南の各支所までご持参(郵送不可)ください。**

**申請書類等の様式はホームページよりダウンロードしてください。**

●【1回目】補助金交付予約申請

**平成29年4月14日(金)から平成30年1月31日(水)までに予約申請書をご提出ください。**

※ 予約申請書の受付は、予算がなくなり次第終了となりますので、お早めにご提出ください。

※ 必ず設置工事の着手前に、ご提出ください。

※ 予約申請をしていなければ補助を受けることができません。

※ 予約申請後、発電システムの設置予定場所を変更する場合、太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)を変更する場合及び設置を中止する場合は、速やかに補助金計画変更・中止届出書(様式第3号)を提出してください。

●【2回目】補助金交付申請

**平成30年3月30日(金)までに、補助金交付申請書をご提出ください。**

※ 設置工事の完了後に、ご提出ください。

## 1回目 設置工事着手前に……

### ① 補助金予約申請書(様式第1号)

押印はみとめ印で可。ただし、今後の各提出書類には、同じ印鑑を使用してください。

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	工事着工前の現況を確認できるカラー写真(別途「申請書に添付するカラー写真について」をご覧ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>● これから新築する住宅に発電システム等を設置する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事着工前の土地の現況写真</li> </ul> </li> <li>● 既築の住宅に発電システム等を設置する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 設置予定住宅の全体写真 ② 発電システムを設置する全ての面【屋根】の写真</li> <li>③ 定置用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車等充給電設備設置予定場所の写真</li> </ul> </li> <li>● 発電システムが設置された建売住宅を購入する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 購入予定住宅の全体写真 ② 発電システム等が設置された面【屋根】の写真</li> </ul> </li> </ul>
<input type="checkbox"/>	発電システム等の設置工事請負契約書のコピー(注文書、売買契約書等のコピーでも可)

## 2回目 工事完了後に……

### ② 補助金交付申請書（様式第4号）

※ 予約申請をした後、発電システムの設置予定場所を変更した場合や、太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)、補助金交付申請額を変更される場合、また、設置を中止する場合は、速やかに補助金計画変更・中止届出書(様式第3号)を提出してください。

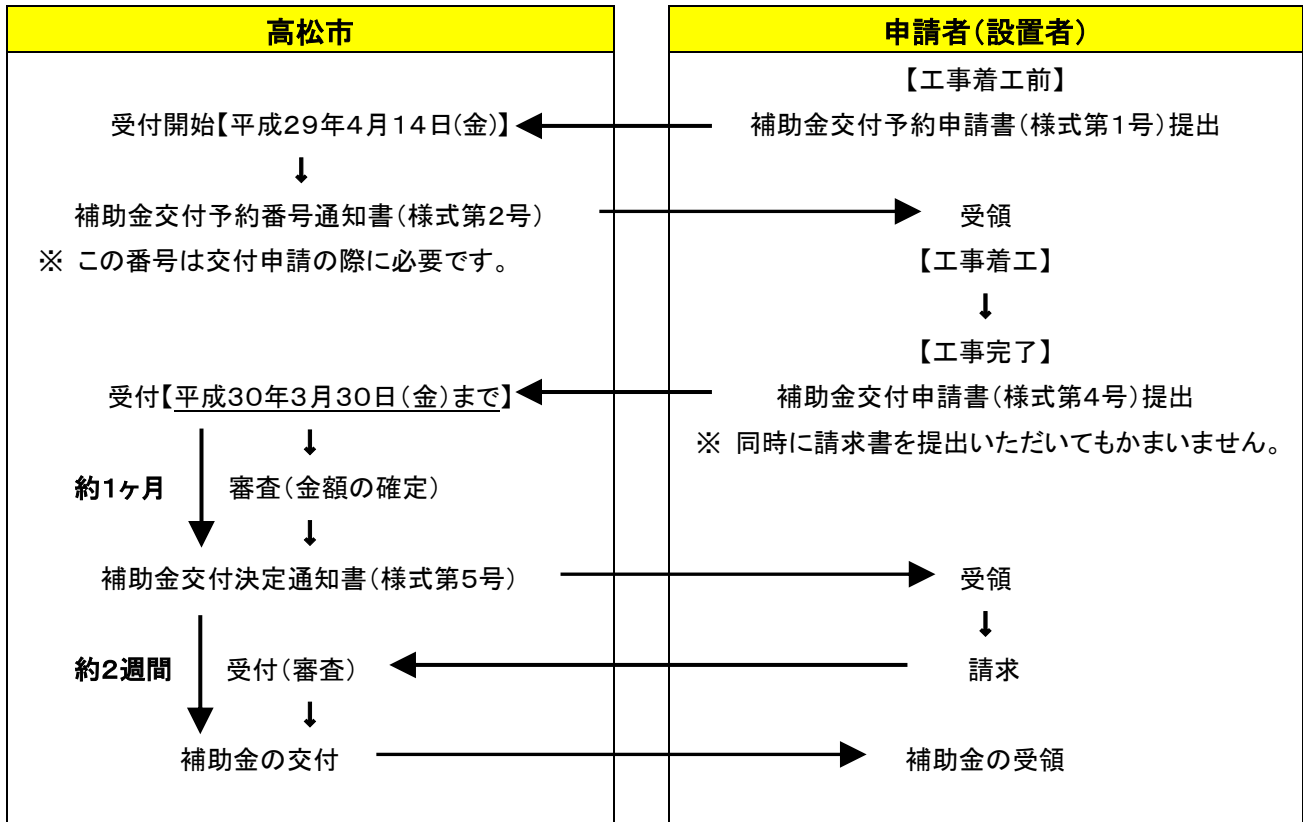
※ 印鑑は予約申請書と同じ印鑑を押印してください。

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	電気事業者の配電線との連系を証する書類(電力受給契約書等)のコピー (※電力受給開始日が確認できる書類も併せて、提出が必要です。)
<input type="checkbox"/>	出力対比表の写又は太陽電池モジュールの製造番号表(様式第4号の2)
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置状況を示すカラー写真(別途「申請書に添付するカラー写真について」をご覧ください) ① 発電システムが設置された建物全体写真 ② 太陽電池モジュール <u>※ モジュールの枚数が確認できるもの。</u> ③ インバータ ☆ 定置用リチウム蓄電池システムや電気自動車等充給電設備を併設する場合 ④ 型番・型式、製造番号及び設置の状況が確認できる写真 ⑤ 設置場所が確認できる図面
<input type="checkbox"/>	写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合は、太陽電池モジュールの設置面ごとに、その設置状況及び枚数が確認できる図面
<input type="checkbox"/>	発電システム等の設置費に係る領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置費に係る内訳書(様式第4号の3)
<input type="checkbox"/>	発電システムを設置した住宅の所在地が分かる地図
<input type="checkbox"/>	単身赴任等で一時的に本市の区域内に住所を有しない方が、自らと同一生計にある方の住居等の用に供する建築物に設置する場合、当該建築物が自らの所有であることを証する書類(不動産登記事項証明書など)
<input type="checkbox"/>	請求書 <b>【申請書と同じ印鑑を必ず押印してください。】</b> ※ 補助金交付申請書を提出する時に請求書を一緒に提出していただきますが、補助金は市が審査の上、交付決定されるものであり、請求書を提出したから交付されるというものではありません。
<b>発電システムが設置された建売住宅を購入された場合は、次の書類も必要です。</b>	
<input type="checkbox"/>	建売供給者の証明(別途「太陽光発電システム等付き住宅の売買について」)
<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し

## 5 その他

- (1) 受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。
- (2) 工事着工後は翌年度以降で再度の予約申請はできませんのでご注意ください。
- (3) ここで紹介した内容は概要であり、詳しくは要綱をご覧ください。

～補助金交付申請手続きの流れ～



お問合せ・お申込先 : 高松市 環境局 環境保全推進課

〒760-0080 高松市木太町 2282 番地 1 環境業務センター

TEL (087)839-2393 FAX (087)837-1458

kanho@city.takamatsu.lg.jp

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/1357.html>